

## 令和元年度 経営管理実施権配分計画（須津山地区）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和2年 3月26日

富士市長 小長井 義正

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配分	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)							(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)							(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
1	富士市 富士岡 猪ノ平	478	106	ろ	68	山林	0.3090	ヒノキ	51	林小班の一部	2020. 4. 1	5年 (2025. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。
2	富士市 富士岡 吾妻野	186-1	100	は	39	山林	0.0419	ヒノキ	51	林小班の一部					
3	富士市 富士岡 吾妻野	186-2				山林	0.0314								
4	富士市 富士岡 アセミ平	533-14	106	ほ	31	山林	0.0565	ヒノキ	51	林小班の一部					
5	富士市 富士岡 アセミ平	533-15				山林	0.0231								
6	富士市 富士岡 猪ノ平	432	106	ろ	44	山林	0.0909	ヒノキ	60						
7	富士市 富士岡 一ノ沢	87	99	る	22	山林	0.0866	ヒノキ	51						
8	富士市 富士岡 一ノ沢	99	99	る	102	山林	0.0856	ヒノキ	49						
9	富士市 富士岡 吾妻野	224	100	は	18	山林	0.1219	ヒノキ	51						
10	富士市 富士岡 吾妻野	225	100	は	17	山林	0.1305	ヒノキ	51						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市 富士岡 猪ノ平	478	106	ろ	68	山林	0.3090	ヒ/キ	51	林小班の一部			S02
2	富士市 富士岡 吾妻野	186-1	100	は	39	山林	0.0419	ヒ/キ	51	林小班の一部			S05
3	富士市 富士岡 吾妻野	186-2				山林	0.0314					S05	
4	富士市 富士岡 アセミ平	533-14	106	ほ	31	山林	0.0565	ヒ/キ	51	林小班の一部			S06
5	富士市 富士岡 アセミ平	533-15				山林	0.0231					S06	
6	富士市 富士岡 猪ノ平	432	106	ろ	44	山林	0.0909	ヒ/キ	60				S07
7	富士市 富士岡 一ノ沢	87	99	る	22	山林	0.0866	ヒ/キ	51				S12
8	富士市 富士岡 一ノ沢	99	99	る	102	山林	0.0856	ヒ/キ	49				S12
9	富士市 富士岡 吾妻野	224	100	は	18	山林	0.1219	ヒ/キ	51				S12
10	富士市 富士岡 吾妻野	225	100	は	17	山林	0.1305	ヒ/キ	51				S12

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)							(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)							(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実施 権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
11	富士市 富士岡 アセミ平	533-18	106	ほ	40	山林	0.1381	ヒノキ	54		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を 優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、 上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
12	富士市 富士岡 吾妻野	204	100	は	24	山林	0.0433	ヒノキ	51						
13	富士市 富士岡 吾妻野	205	100	は	23	山林	0.1305	ヒノキ	51						
14	富士市 富士岡 吾妻野	206	100	は	22	山林	0.2056	ヒノキ	50						
15	富士市 比奈 吾妻野	209	99	は	12	山林	0.1249	ヒノキ	51						
16	富士市 富士岡 一ノ沢	92	99	る	71	山林	0.4214	ヒノキ	51						
17	富士市 富士岡 大洞	233	101	ろ	1	山林	0.1157	ヒノキ	51	林小 班の 一部					
18	富士市 江尾	1049-60	99	る	83	山林	0.0889	ヒノキ	51						
19	富士市 富士岡 一ノ沢	162	99	る	95	山林	0.0320	ヒノキ	51	林小 班の 一部					
20	富士市 富士岡 一ノ沢	173	99	る	100	山林	0.0740	ヒノキ	57						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
11	富士市 富士岡 アセミ平	533-18	106	ほ	40	山林	0.1381	ヒ/キ	54				S13
12	富士市 富士岡 吾妻野	204	100	は	24	山林	0.0433	ヒ/キ	51				S15
13	富士市 富士岡 吾妻野	205	100	は	23	山林	0.1305	ヒ/キ	51				S15
14	富士市 富士岡 吾妻野	206	100	は	22	山林	0.2056	ヒ/キ	50				S15
15	富士市 比奈 吾妻野	209	99	は	12	山林	0.1249	ヒ/キ	51				S16
16	富士市 富士岡 一ノ沢	92	99	る	71	山林	0.4214	ヒ/キ	51				S16
17	富士市 富士岡 大洞	233	101	ろ	1	山林	0.1157	ヒ/キ	51	林小班の一部			S16
18	富士市 江尾	1049-60	99	る	83	山林	0.0889	ヒ/キ	51				S17
19	富士市 富士岡 一ノ沢	162	99	る	95	山林	0.0320	ヒ/キ	51	林小班の一部			S19
20	富士市 富士岡 一ノ沢	173	99	る	100	山林	0.0740	ヒ/キ	57				S19

整理番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)						(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)						(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
21	富士市富士岡一ノ沢	174-1	100	は	38	山林	0.0752	ヒノキ	51		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確保するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。
22	富士市富士岡一ノ沢	174-2	99	る	125	山林	0.0905	ヒノキ	57	林小班の一部					
23	富士市富士岡吾妻野	192-1	99	る	99	山林	0.0577	ヒノキ	51	林小班の一部					
24	富士市富士岡猪ノ平	381	106	ろ	10	山林	0.0591	ヒノキ	51	林小班の一部					
25	富士市富士岡一ノ沢	144	99	る	121	山林	0.0386	ヒノキ	51						
26	富士市富士岡一ノ沢	145	99	る	122	山林	0.0895	ヒノキ	51	林小班の一部					
27	富士市富士岡一ノ沢	157	99	る	95	山林	0.0998	ヒノキ	51	林小班の一部					
28	富士市富士岡一ノ沢	163				山林	0.0290								
29	富士市富士岡一ノ沢	168	99	る	124	山林	0.0165	ヒノキ	51						
30	富士市富士岡一ノ沢	169				山林	0.1064								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
21	富士市 富士岡 一ノ沢	174-1	100	は	38	山林	0.0752	ヒ/キ	51				S19
22	富士市 富士岡 一ノ沢	174-2	99	る	125	山林	0.0905	ヒ/キ	57	林小 班の 一部			S19
23	富士市 富士岡 吾妻野	192-1	99	る	99	山林	0.0577	ヒ/キ	51	林小 班の 一部			S19
24	富士市 富士岡 猪ノ平	381	106	ろ	10	山林	0.0591	ヒ/キ	51	林小 班の 一部			S20
25	富士市 富士岡 一ノ沢	144	99	る	121	山林	0.0386	ヒ/キ	51				S21
26	富士市 富士岡 一ノ沢	145	99	る	122	山林	0.0895	ヒ/キ	51	林小 班の 一部			S21
27	富士市 富士岡 一ノ沢	157	99	る	95	山林	0.0998	ヒ/キ	51	林小 班の 一部			S21
28	富士市 富士岡 一ノ沢	163				山林	0.0290					S21	
29	富士市 富士岡 一ノ沢	168	99	る	124	山林	0.0165	ヒ/キ	51				S21
30	富士市 富士岡 一ノ沢	169				山林	0.1064					S21	

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
31	富士市 江尾	1049-62-4	99	る	73	山林	0.1084	ヒノキ	51		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確保するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。
32	富士市 比奈一ノ沢	31-1	99	ぬ	34	山林	0.0989	ヒノキ	51						
33	富士市 比奈一ノ沢	31-2				山林	0.0009								
34	富士市 比奈一ノ沢	72	99	る	71	山林	0.0512	ヒノキ	51	林小班の一部					
35	富士市 富士岡アセミ平	533-21	106	ほ	47	山林	0.3738	ヒノキ	51	林小班の一部					
			106	ほ	41		ヒノキ	51							
36	富士市 富士岡アセミ平	547	106	ほ	49	山林	0.2152	ヒノキ	51	林小班の一部					
			106	ほ	48		ヒノキ	51							
37	富士市 江尾	1050-25	99	ぬ	29	山林	0.2109	ヒノキ	58						
38	比奈 一ノ沢	32-1	99	ぬ	35	山林	0.1717	ヒノキ	51						



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
31	富士市 江尾	1049-62-4	99	る	73	山林	0.1084	ヒ/キ	51				S22
32	富士市 比奈 一ノ沢	31-1	99	ぬ	34	山林	0.0989	ヒ/キ	51				S23
33	富士市 比奈 一ノ沢	31-2				山林	0.0009				S23		
34	富士市 比奈 一ノ沢	72	99	る	71	山林	0.0512	ヒ/キ	51	林小班の一部			S23
35	富士市 富士岡 アセミ平	533-21	106	ほ	47	山林	0.3738	ヒ/キ	51	林小班の一部			S23
			106	ほ	41			ヒ/キ	51				
36	富士市 富士岡 アセミ平	547	106	ほ	49	山林	0.2152	ヒ/キ	51	林小班の一部			S23
			106	ほ	48			ヒ/キ	51				
37	富士市 江尾	1050-25	99	ぬ	29	山林	0.2109	ヒ/キ	58				S26
38	比奈 一ノ沢	32-1	99	ぬ	35	山林	0.1717	ヒ/キ	51				S26

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
39	比奈 一ノ沢	37	99	ぬ	30	山林	0.0251	コヨ ウ ジュ	51		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を 優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、 上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。 2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
40	比奈 一ノ沢	38			山林	0.0442									
41	比奈 一ノ沢	39-1			山林	0.0458									
42	比奈 一ノ沢	39-2			山林	0.0032									
43	比奈 一ノ沢	39-3			山林	0.0075									
44	江尾	1050-24	99	ぬ	31	山林	0.0476	コヨ ウ ジュ	51						
45	富士岡 一ノ沢	66	99	る	61	山林	0.1242	ヒナキ	58						
46	富士岡 一ノ沢	67	99	る	60	山林	0.0856	ヒナキ	58						
47	富士岡 一ノ沢	155	99	る	93	山林	0.0604	ヒナキ	51						
48	富士市 富士岡 一ノ沢	8-1	99	る	8	山林	0.0281	スキ	51						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A)の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
39	比奈一ノ沢	37	99	ぬ	30	山林	0.0251	コウヨウシユ	51				S26
40	比奈一ノ沢	38				山林	0.0442						S26
41	比奈一ノ沢	39-1				山林	0.0458						S26
42	比奈一ノ沢	39-2				山林	0.0032						S26
43	比奈一ノ沢	39-3				山林	0.0075						S26
44	江尾	1050-24	99	ぬ	31	山林	0.0476	コウヨウシユ	51				S26
45	富士岡一ノ沢	66	99	る	61	山林	0.1242	ヒノキ	58				S26
46	富士岡一ノ沢	67	99	る	60	山林	0.0856	ヒノキ	58				S26
47	富士岡一ノ沢	155	99	る	93	山林	0.0604	ヒノキ	51				S26
48	富士市富士岡一ノ沢	8-1	99	る	8	山林	0.0281	スギ	51				S28

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)						(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)						(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
49	富士市 富士岡 一ノ沢	8-3	99	る	8	山林	0.0101	スギ	51		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を 優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、 上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。 2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
50	富士市 富士岡 一ノ沢	9			山林	0.0466									
51	富士市 富士岡 一ノ沢	70	99	る	58	山林	0.0634	ヒノキ	51	林小 班の 一部					
52	富士市 富士岡 一ノ沢	137	99	る	89	山林	0.0436	ヒノキ	51						
			99	る	84	山林		ヒノキ	51						
53	富士市 富士岡 一ノ沢	138	99	る	91	山林	0.1312	ヒノキ	58						
54	富士市 富士岡 一ノ沢	139	99	る	90	山林	0.4585	ヒノキ	58						
55	富士市 富士岡 一ノ沢	140	99	る	88	山林	0.1272	ヒノキ	51						
56	富士市 富士岡 猪ノ平	379	106	ろ	8	山林	0.0614	ヒノキ	60						
57	富士市 富士岡 一ノ沢	14	99	る	6 5	山林	0.2723	ヒノキ ヒノキ	54 51						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A)の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
49	富士市 富士岡 一ノ沢	8-3	99	る	8	山林	0.0101	ヒノキ	51				S28
50	富士市 富士岡 一ノ沢	9				山林	0.0466						S28
51	富士市 富士岡 一ノ沢	70	99	る	58	山林	0.0634	ヒノキ	51	林小 班の 一部			S28
52	富士市 富士岡 一ノ沢	137	99	る	89	山林	0.0436	ヒノキ	51				S29
			99	る	84	山林		ヒノキ	51				
53	富士市 富士岡 一ノ沢	138	99	る	91	山林	0.1312	ヒノキ	58				S29
54	富士市 富士岡 一ノ沢	139	99	る	90	山林	0.4585	ヒノキ	58				S29
55	富士市 富士岡 一ノ沢	140	99	る	88	山林	0.1272	ヒノキ	51				S29
56	富士市 富士岡 猪ノ平	379	106	ろ	8	山林	0.0614	ヒノキ	60				S29
57	富士市 富士岡 一ノ沢	14	99	る	6 5	山林	0.2723	ヒノキ ヒノキ	54 51				S30

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)						(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)						(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
58	富士市 比奈 一ノ沢	84	99	ぬ	60	山林	0.0654	ヒノキ	51	林小 班の 一部	2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を 優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、 上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
59	富士市 富士岡 猪ノ平	420	106	ろ	14	山林	0.3798	ヒノキ	60						
60	富士市 富士岡 猪ノ平	424	106	ろ	17	山林	0.1943	ヒノキ	60						
61	富士市 富士岡 一ノ沢	34	99	る	41	山林	0.1080	ヒノキ	51						
62	富士市 富士岡 一ノ沢	42	99	る	55	山林	0.1523	ヒノキ	51						
63	富士市 富士岡 一ノ沢	45	99	る	44	山林	0.0353	ヒノキ	61						
64	富士市 富士岡 大洞	243	101	ろ	11	山林	0.1163	ヒノキ	51						
65	富士市 比奈 一ノ沢	63	99	ぬ	50	山林	0.2132	ヒノキ	51						
66	富士市 富士岡 一ノ沢	164	99	る	125	山林	0.0165	ヒノキ	57	林小 班の 一部					
67	富士市 富士岡 一ノ沢	172-1				山林	0.0933								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A)の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
58	富士市 比奈 一ノ沢	84	99	ぬ	60	山林	0.0654	ヒノキ	51	林小班の一部			
59	富士市 富士岡 猪ノ平	420	106	ろ	14	山林	0.3798	ヒノキ	60				S32
60	富士市 富士岡 猪ノ平	424	106	ろ	17	山林	0.1943	ヒノキ	60				S32
61	富士市 富士岡 一ノ沢	34	99	る	41	山林	0.1080	ヒノキ	51				S32
62	富士市 富士岡 一ノ沢	42	99	る	55	山林	0.1523	ヒノキ	51				S33
63	富士市 富士岡 一ノ沢	45	99	る	44	山林	0.0353	ヒノキ	61				S33
64	富士市 富士岡 大洞	243	101	ろ	11	山林	0.1163	ヒノキ	51				S33
65	富士市 比奈 一ノ沢	63	99	ぬ	50	山林	0.2132	ヒノキ	51				S35
66	富士市 富士岡 一ノ沢	164	99	る	125	山林	0.0165	ヒノキ	57	林小班の一部			S36
67	富士市 富士岡 一ノ沢	172-1				山林	0.0933						S36

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)						(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)						(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
68	富士市 富士岡 一ノ沢	172-2	99	る	125	山林	0.0011	ヒノキ	57	林小 班の 一部	2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を 優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、 上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
69	富士市 比奈 吾妻野	206-1	99	は	1	山林	0.0511	ヒノキ	51	林小 班の 一部					
70	富士市 富士岡 一ノ沢	5-1	99	る	3	山林	0.0201	ヒノキ	51	林小 班の 一部					
71	富士市 富士岡 一ノ沢	77	99	る	112	山林	0.1424	ヒノキ	55						
72	富士市 富士岡 一ノ沢	105	99	る	113	山林	0.1325	ヒノキ	61						
73	富士市 富士岡 大洞	244	101	ろ	10	山林	0.4003	ヒノキ	51						
74	富士市 富士岡 大洞	250	101	ろ	12	山林	0.0538	ヒノキ	51						
75	富士市 富士岡 アセミ平	544	106	ほ	52	山林	0.1778	ヒノキ	51	林小 班の 一部					
76	富士市 富士岡 アセミ平	545	106	ほ	29	山林	0.0317	ヒノキ	51	林小 班の 一部					
77	富士市 比奈 一ノ沢	80	99	ぬ	64	山林	0.0859	ヒノキ	51	林小 班の 一部					



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
68	富士市 富士岡 一ノ沢	172-2	99	る	125	山林	0.0011	ヒ/キ	57	林小班の一部			S36
69	富士市 比奈 吾妻野	206-1	99	は	1	山林	0.0511	ヒ/キ	51	林小班の一部			S36
70	富士市 富士岡 一ノ沢	5-1	99	る	3	山林	0.0201	ヒ/キ	51	林小班の一部			S38
71	富士市 富士岡 一ノ沢	77	99	る	112	山林	0.1424	ヒ/キ	55				S38
72	富士市 富士岡 一ノ沢	105	99	る	113	山林	0.1325	ヒ/キ	61				S38
73	富士市 富士岡 大洞	244	101	ろ	10	山林	0.4003	ヒ/キ	51				S38
74	富士市 富士岡 大洞	250	101	ろ	12	山林	0.0538	ヒ/キ	51				S38
75	富士市 富士岡 アセミ平	544	106	ほ	52	山林	0.1778	ヒ/キ	51	林小班の一部			S38
76	富士市 富士岡 アセミ平	545	106	ほ	29	山林	0.0317	ヒ/キ	51	林小班の一部			S38
77	富士市 比奈 一ノ沢	80	99	ぬ	64	山林	0.0859	ヒ/キ	51	林小班の一部			S38

整理番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)						(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)						(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
78	富士市比奈一ノ沢	81	99	ぬ	64	山林	0.0109	ヒノキ	51	林小班の一部	2020.4.1	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul>
79	富士市富士岡一ノ沢	33	99	る	40	山林	0.0664	ヒノキ	51						
80	富士市江尾	1049-59	99	る	117	山林	0.1292	ヒノキ	58	林小班の一部					
81	富士市江尾	1049-61	99	る	82	山林	0.2720	ヒノキ	51						
82	富士市中里	2692	106	ほ	32	山林	0.0343	ヒノキ	57	林小班の一部					
83	富士市比奈吾妻野	224	100	に	2	山林	0.1143	ヒノキ	61						
84	富士市中里	2682	106	ろ	34	山林	0.0128	ヒノキ	51	林小班の一部					
85	富士市比奈吾妻野	225-1	100	に	1	山林	0.1202	ヒノキ	51						
86	富士市江尾	1050-18	99	る	70	山林	0.0717	ヒノキ	51						
87	富士市富士岡一ノ沢	91				山林	0.0264								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
78	富士市 比奈 一ノ沢	81	99	ぬ	64	山林	0.0109	ヒ/キ	51	林小班の一部			S40
79	富士市 富士岡 一ノ沢	33	99	る	40	山林	0.0664	ヒ/キ	51				S40
80	富士市 江尾	1049-59	99	る	117	山林	0.1292	ヒ/キ	58	林小班の一部			S40
81	富士市 江尾	1049-61	99	る	82	山林	0.2720	ヒ/キ	51				S42
82	富士市 中里	2692	106	ほ	32	山林	0.0343	ヒ/キ	57	林小班の一部			S43
83	富士市 比奈 吾妻野	224	100	に	2	山林	0.1143	ヒ/キ	61				S44
84	富士市 中里	2682	106	ろ	34	山林	0.0128	ヒ/キ	51	林小班の一部			S50
85	富士市 比奈 吾妻野	225-1	100	に	1	山林	0.1202	ヒ/キ	51				S51
86	富士市 江尾	1050-18	99	る	70	山林	0.0717	ヒ/キ	51				S52
87	富士市 富士岡 一ノ沢	91				山林	0.0264					S53	

整理番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙) 経営管理実施権を設定する市町村 (乙)							(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)							(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
88	富士市比奈一ノ沢	87	99	ぬ	69	山林	0.1061	ヒノキ	51		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
89	富士市富士岡一ノ沢	160	99	る	97	山林	0.0568	ヒノキ	51						
90	富士市富士岡一ノ沢	161	99	る	98	山林	0.0776	ヒノキ	51	林小班の一部					
91	富士市比奈一ノ沢	23-1	99	ぬ	21	山林	0.3191	ヒノキ	58						
92	富士市比奈一ノ沢	23-3				山林	0.0276								
93	富士市比奈一ノ沢	24				山林	0.0290								
94	富士市江尾	1050-99	99	ぬ	43	山林	0.0955	ヒノキ	53	林小班の一部					
95	富士市富士岡一ノ沢	58	99	る	18	山林	0.1196	スギ*	51						
96	富士市比奈吾妻野	208	99	は	13	山林	0.1566	ヒノキ	51						
97	富士市比奈吾妻野	218-1	99	は	14	山林	0.0582	ヒノキ	57	林小班の一部					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
88	富士市 比奈 一ノ沢	87	99	ぬ	69	山林	0.1061	ヒ/キ	51				S53
89	富士市 富士岡 一ノ沢	160	99	る	97	山林	0.0568	ヒ/キ	51				S54
90	富士市 富士岡 一ノ沢	161	99	る	98	山林	0.0776	ヒ/キ	51	林小 班の 一部			S54
91	富士市 比奈 一ノ沢	23-1	99	ぬ	21	山林	0.3191	ヒ/キ	58				S54
92	富士市 比奈 一ノ沢	23-3				山林	0.0276					S55	
93	富士市 比奈 一ノ沢	24				山林	0.0290					S55	
94	富士市 江尾	1050-99			99	ぬ	43			山林		0.0955	ヒ/キ
95	富士市 富士岡 一ノ沢	58	99	る	18	山林	0.1196	サ/ク	51			S57	
96	富士市 比奈 吾妻野	208	99	は	13	山林	0.1566	ヒ/キ	51			S59	
97	富士市 比奈 吾妻野	218-1	99	は	14	山林	0.0582	ヒ/キ	57	林小 班の 一部		S60	

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実施 権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
98	富士市 比奈 吾妻野	219	99	は	14	山林	0.0079	ヒノキ	57	林小 班の 一部	2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を 優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、 上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
99	富士市 比奈 吾妻野	220-1				山林	0.0339								
100	富士市 比奈 吾妻野	220-2				山林	0.0162								
101	富士市 比奈 一ノ沢	52	99	ぬ	49	山林	0.1021	ヒノキ	51						
102	富士市 比奈 一ノ沢	54	99	ぬ	46	山林	0.2000	ヒノキ	51						
103	富士市 富士岡 アセミ平	559	106	ほ	57	山林	0.0770	ヒノキ	51	林小 班の 一部					
104	富士市 比奈 一ノ沢	20	99	ぬ	18	山林	0.1438	ヒノキ	58						
105	富士市 富士岡 吾妻野	213	100	は	13	山林	0.1355	ヒノキ	51						
106	富士市 富士岡 吾妻野	214	100	は	4	山林	0.5732	ヒノキ	51						
107	富士市 富士岡 吾妻野	215	100	は	3	山林	0.0535	ヒノキ	51						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
98	富士市 比奈 吾妻野	219	99	は	14	山林	0.0079	ヒ/キ	57	林小班の一部			S60
99	富士市 比奈 吾妻野	220-1				山林	0.0339						S60
100	富士市 比奈 吾妻野	220-2				山林	0.0162						S60
101	富士市 比奈 一ノ沢	52	99	ぬ	49	山林	0.1021	ヒ/キ	51				S60
102	富士市 比奈 一ノ沢	54	99	ぬ	46	山林	0.2000	ヒ/キ	51				S61
103	富士市 富士岡 アセミ平	559	106	ほ	57	山林	0.0770	ヒ/キ	51	林小班の一部			S61
104	富士市 比奈 一ノ沢	20	99	ぬ	18	山林	0.1438	ヒ/キ	58				S62
105	富士市 富士岡 吾妻野	213	100	は	13	山林	0.1355	ヒ/キ	51				S64
106	富士市 富士岡 吾妻野	214	100	は	4	山林	0.5732	ヒ/キ	51				S65
107	富士市 富士岡 吾妻野	215	100	は	3	山林	0.0535	ヒ/キ	51				S65

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)						(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)						(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
108	富士市 富士岡 一ノ沢	152	99	る	92	山林	0.1358	ヒノキ	51		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を 優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、 上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
109	富士市 富士岡 一ノ沢	75	99	る	111	山林	0.1401	ヒノキ	55	林小 班の 一部					
110	富士市 富士岡 吾妻野	187-1	100	は	40	山林	0.0766	ヒノキ	51						
111	富士市 江尾	1050-90	99	ぬ	14	山林	0.0509	ヒノキ	58						
112	富士市 江尾	1050-91	99	ぬ	10	山林	0.0433	ヒノキ	50						
113	富士市 比奈 一ノ沢	10				山林	0.0697								
114	富士市 比奈 一ノ沢	14				山林	0.0161								
115	富士市 比奈 一ノ沢	15				山林	0.0366								
116	富士市 富士岡 アセミ平	491	106	ほ	37	山林	0.1543	ヒノキ	55						
117	富士市 富士岡 アセミ平	533-19	106	ほ	45	山林	0.1619	ヒノキ	54						



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A)の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
108	富士市 富士岡 一ノ沢	152	99	る	92	山林	0.1358	ヒノキ	51				S65
109	富士市 富士岡 一ノ沢	75	99	る	111	山林	0.1401	ヒノキ	55	林小 班の 一部			S66
110	富士市 富士岡 吾妻野	187-1	100	は	40	山林	0.0766	ヒノキ	51				S68
111	富士市 江尾	1050-90	99	ぬ	14	山林	0.0509	ヒノキ	58				S67
112	富士市 江尾	1050-91	99	ぬ	10	山林	0.0433	ヒノキ	50				S72
113	富士市 比奈 一ノ沢	10				山林	0.0697					S72	
114	富士市 比奈 一ノ沢	14				山林	0.0161					S72	
115	富士市 比奈 一ノ沢	15				山林	0.0366					S72	
116	富士市 富士岡 アセミ平	491				106	ほ			37	山林	0.1543	ヒノキ
117	富士市 富士岡 アセミ平	533-19	106	ほ	45	山林	0.1619	ヒノキ	54				S73

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)						(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)						(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
118	富士市 富士岡 一ノ沢	81	99	る	63	山林	0.0542	ヒキ	51		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を 優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、 上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
119	富士市 富士岡 一ノ沢	82			山林	0.0320									
120	富士市 比奈 一ノ沢	34	99	ぬ	37	山林	0.0902	ヒキ	51						
121	富士市 比奈 一ノ沢	40-1	99	ぬ	23	山林	0.0291	ヒキ	51						
122	富士市 比奈 一ノ沢	40-2			山林	0.0167									
123	富士市 比奈 一ノ沢	41-1			山林	0.0211									
124	富士市 比奈 一ノ沢	41-2			山林	0.0084									
125	富士市 比奈 一ノ沢	70	99	ぬ	55	山林	0.0981	ヒキ	51	林小 班の 一部					
126	富士市 比奈 一ノ沢	71	99	ぬ	61	山林	0.0406	ヒキ	51	林小 班の 一部					
127	富士市 比奈 一ノ沢	65	99	ぬ	57	山林	0.0839	ヒキ	58						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A)の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
118	富士市 富士岡 一ノ沢	81	99	る	63	山林	0.0542	サギ	51				S73
119	富士市 富士岡 一ノ沢	82				山林	0.0320						S75
120	富士市 比奈 一ノ沢	34	99	ぬ	37	山林	0.0902	ヒノキ	51				S75
121	富士市 比奈 一ノ沢	40-1	99	ぬ	23	山林	0.0291	ヒノキ	51				S77
122	富士市 比奈 一ノ沢	40-2				山林	0.0167					S78	
123	富士市 比奈 一ノ沢	41-1				山林	0.0211					S78	
124	富士市 比奈 一ノ沢	41-2				山林	0.0084					S78	
125	富士市 比奈 一ノ沢	70	99	ぬ	55	山林	0.0981	ヒノキ	51	林小班の一部			S78
126	富士市 比奈 一ノ沢	71	99	ぬ	61	山林	0.0406	ヒノキ	51	林小班の一部			S79
127	富士市 比奈 一ノ沢	65	99	ぬ	57	山林	0.0839	ヒノキ	58				S79

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
128	富士市 比奈 一ノ沢	66	99	ぬ	58	山林	0.0499	ヒノキ	58		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を 優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、 上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
129	富士市 比奈 一ノ沢	85	99	ぬ	68	山林	0.0558	ヒノキ	56						
130	富士市 比奈 一ノ沢	86				山林	0.0638								
131	富士市 比奈 一ノ沢	88	99	ぬ	69	山林	0.0122	ヒノキ	51	林小 班の 一部					
132	富士市 比奈 吾妻野	207	99	は	2	山林	0.0575	ヒノキ	49	林小 班の 一部					
133	富士市 江尾	1050-28	99	ぬ	9	山林	0.3213	ヒノキ	51						
134	富士市 江尾	1050-26-4	99	る	1	山林	0.0647	ヒノキ	51	林小 班の 一部					
135	富士市 比奈 一ノ沢	16				山林	0.0423								
136	富士市 富士岡 一ノ沢	2				山林	0.2690								
137	富士市 富士岡 一ノ沢	3				山林	0.0370								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
128	富士市 比奈 一ノ沢	66	99	ぬ	58	山林	0.0499	ヒ/キ	58				S82
129	富士市 比奈 一ノ沢	85	99	ぬ	68	山林	0.0558	ヒ/キ	56				S82
130	富士市 比奈 一ノ沢	86				山林	0.0638					S82	
131	富士市 比奈 一ノ沢	88	99	ぬ	69	山林	0.0122	ヒ/キ	51	林小 班の 一部		S82	
132	富士市 比奈 吾妻野	207	99	は	2	山林	0.0575	ヒ/キ	49	林小 班の 一部		S82	
133	富士市 江尾	1050-28	99	ぬ	9	山林	0.3213	ヒ/キ	51			S82	
134	富士市 江尾	1050-26-4	99	る	1	山林	0.0647	ヒ/キ	51	林小 班の 一部		S86	
135	富士市 比奈 一ノ沢	16				山林	0.0423					S86	
136	富士市 富士岡 一ノ沢	2				山林	0.2690					S86	
137	富士市 富士岡 一ノ沢	3				山林	0.0370					S86	

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)						(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)						(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
138	富士市 比奈 一ノ沢	45	99	ぬ	27	山林	0.0601	ヒノキ	51		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を 優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、 上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
139	富士市 比奈 一ノ沢	46	99	ぬ	28	山林	0.0585	ヒノキ	51						
140	富士市 比奈 吾妻野	221	99	は	11	山林	0.0859	ヒノキ	51	林小 班の 一部					
141	富士市 江尾	1050-27	99	ぬ	13	山林	0.0449	ヒノキ	56						
142	富士市 江尾	1050-88	99	ぬ	12	山林	0.0720	ヒノキ	56						
143	富士市 江尾	1050-89	99	ぬ	11	山林	0.0644	ヒノキ	56						
144	富士市 比奈 一ノ沢	18	99	ぬ	15	山林	0.0538	ヒノキ	58						
145	富士市 比奈 一ノ沢	19				山林	0.0145								
146	富士市 比奈 一ノ沢	26	99	ぬ	17	山林	0.0198	ヒノキ	58						
147	富士市 比奈 一ノ沢	27				山林	0.0085								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A)の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
138	富士市 比奈 一ノ沢	45	99	ぬ	27	山林	0.0601	ヒ/キ	51				S86
139	富士市 比奈 一ノ沢	46	99	ぬ	28	山林	0.0585	ヒ/キ	51				S87
140	富士市 比奈 吾妻野	221	99	は	11	山林	0.0859	ヒ/キ	51	林小班の一部			S87
141	富士市 江尾	1050-27	99	ぬ	13	山林	0.0449	ヒ/キ	56				S87
142	富士市 江尾	1050-88	99	ぬ	12	山林	0.0720	ヒ/キ	56				S88
143	富士市 江尾	1050-89	99	ぬ	11	山林	0.0644	ヒ/キ	56				S88
144	富士市 比奈 一ノ沢	18	99	ぬ	15	山林	0.0538	ヒ/キ	58				S88
145	富士市 比奈 一ノ沢	19				山林	0.0145					S88	
146	富士市 比奈 一ノ沢	26	99	ぬ	17	山林	0.0198	ヒ/キ	58				S88
147	富士市 比奈 一ノ沢	27				山林	0.0085					S88	

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地							
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
148	富士市 比奈 一ノ沢	28-1	99	ぬ	17	山林	0.0400	ヒノキ	58		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</li> </ul>
149	富士市 富士岡 一ノ沢	106	99	る	110	山林	0.1342	ヒノキ	51						
150	富士岡 一ノ沢	107				山林	0.0244								
151	富士岡 猪ノ平	460	106	ろ	52	山林	0.1388	ヒノキ	51						
152	富士岡 猪ノ平	462				山林	0.1064								
153	富士岡 猪ノ平	463				山林	0.0039								
154	富士岡 猪ノ平	464				山林	0.0178								
155	富士岡 猪ノ平	465				山林	0.0571								
156	富士岡 猪ノ平	466				山林	0.0446								
157	富士岡 猪ノ平	468	106	ろ	54	山林	0.1398	ヒノキ	51						



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A)の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
148	富士市 比奈 一ノ沢	28-1	99	ぬ	17	山林	0.0400	ヒ/キ	58				S88
149	富士市 富士岡 一ノ沢	106	99	る	110	山林	0.1342	ヒ/キ	51				S88
150	富士岡 一ノ沢	107				山林	0.0244					S89	
151	富士岡 猪ノ平	460				106	ろ			52	山林	0.1388	ヒ/キ
152	富士岡 猪ノ平	462	山林	0.1064				S89					
153	富士岡 猪ノ平	463	山林	0.0039				S89					
154	富士岡 猪ノ平	464	山林	0.0178				S89					
155	富士岡 猪ノ平	465	山林	0.0571				S89					
156	富士岡 猪ノ平	466	山林	0.0446				S89					
157	富士岡 猪ノ平	468	106	ろ	54	山林	0.1398	ヒ/キ	51				S89

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)						(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)						(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
158	富士岡 猪ノ平	469	106	ろ	55	山林	0.0833	ヒノキ	51		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1.森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2.森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3.森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を 優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、 上記の算定方法の適用外とする。  4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1.時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。  2.相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
159	富士岡 猪ノ平	470	106	ろ	56	山林	0.0909	ヒノキ	51						
160	富士岡 猪ノ平	471	106	ろ	57	山林	0.0766	ヒノキ	51						
161	富士市 江尾	1050-97	99	ぬ	53	山林	0.0958	ヒノキ	49	林小 班の 一部					
162	富士市 比奈 一ノ沢	61	99	ぬ	53	山林	0.0188	ヒノキ	49	林小 班の 一部					
163	富士市 比奈 一ノ沢	62	99	ぬ	52	山林	0.0469	ヒノキ	51						
164	富士市 比奈 一ノ沢	64	99	ぬ	54	山林	0.0783	ヒノキ	51						
165	富士市 比奈 一ノ沢	68	99	ぬ	56	山林	0.1279	ヒノキ	51						
166	富士市 比奈 一ノ沢	69				山林	0.0161								
167	富士市 比奈 一ノ沢	75	99	ぬ	63	山林	0.0889	ヒノキ	51						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
158	富士岡猪ノ平	469	106	ろ	55	山林	0.0833	ヒ/キ	51				S89
159	富士岡猪ノ平	470	106	ろ	56	山林	0.0909	ヒ/キ	51				S89
160	富士岡猪ノ平	471	106	ろ	57	山林	0.0766	ヒ/キ	51				S89
161	富士市江尾	1050-97	99	ぬ	53	山林	0.0958	ヒ/キ	49	林小班の一部			S89
162	富士市比奈一ノ沢	61	99	ぬ	53	山林	0.0188	ヒ/キ	49	林小班の一部			S92
163	富士市比奈一ノ沢	62	99	ぬ	52	山林	0.0469	ヒ/キ	51				S93
164	富士市比奈一ノ沢	64	99	ぬ	54	山林	0.0783	ヒ/キ	51				S93
165	富士市比奈一ノ沢	68	99	ぬ	56	山林	0.1279	ヒ/キ	51				S93
166	富士市比奈一ノ沢	69				山林	0.0161					S93	
167	富士市比奈一ノ沢	75	99	ぬ	63	山林	0.0889	ヒ/キ	51				S93

整理 番号	配S1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)							(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)							(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現 況 樹 種	現 況 林 齢	備考					
168	富士市 比奈 一ノ沢	21	99	ぬ	19	山林	0.1395	ヒノキ	50		2020.4.1	5年 (2025.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐の実施を 優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、 上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかにお こなう。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。
169	富士市 比奈 一ノ沢	23-2	99	ぬ	21	山林	0.1983	ヒノキ	58	林小 班の 一部					
170	富士市 比奈 一ノ沢	79	99	ぬ	64	山林	0.0271	ヒノキ	51	林小 班の 一部					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		備考
168	富士市 比奈 一ノ沢	21	99	ぬ	19	山林	0.1395	ヒノキ	50				S93	
169	富士市 比奈 一ノ沢	23-2	99	ぬ	21	山林	0.1983	ヒノキ	58	林小班の一部				S94 S95
170	富士市 比奈 一ノ沢	79	99	ぬ	64	山林	0.0271	ヒノキ	51	林小班の一部				S94 S95

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

所在地

静岡県富士宮市原942番地

株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元

印

権利を設定をする市町村（乙）

所在地

静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市長 小長井 義正

印

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- （3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することとともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （5） 当該経営管理実施権配分計画（写）に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。

## 2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を収受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

### (2) 森林施業による測量の実施

- ① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測量を実施するものとする。
- ② 丙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標等）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。
- ③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

### (3) 丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

### (4) 乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

### (5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

### (6) 経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

### (7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合
  - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
  - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
  - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
  - オ 正当な理由がなくて(3)の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生じて、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

- ① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。
- ② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。